

議員提出議案第 2 号

伊藤惠一議員の議場における発言並びに議員活動報告記載事項の
根拠を明らかにすることを求める決議

桑名市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、標記の議案を次のとおり
提出します。

令和5年5月2日 提出

提出者

桑名市議会議員

倉田明子

賛成者

同

畠田薫

同

近藤浩

同

松田正美

同

畑紀子

同

伊藤研司

同

飯田尚人

同

多屋真美

同

近藤奈歩



伊藤恵一議員の議場における発言並びに議員活動報告記載事項の
根拠を明らかにすることを求める決議

伊藤恵一議員は、本年2月28日、令和5年第1回定例会2日目の代表質疑において、特段の根拠を示すことなく、現桑名市長を類推させる表現を用いることにより、同市長に係る出来事と受け取られかねない内容を、あたかも事実であるかのように公然と発言した。

これに対し、後日、同議員は、「仮に」と前置きした上でアルファベットを用いて発言していることから、個人を特定するものではないと主張されているが、議会という公の場で、個人の名誉を傷つける恐れのある内容を、明確な根拠もなく、他人から聞いた事柄だけをもって行うことは到底容認できるものではない。

その上、同議員は、同定例会最終日の3月23日に、再び、自身の討論で関連する発言をするとともに、本年4月上旬には、議員活動報告として同主旨の内容を掲載した葉書を市内各所に郵送している。

議会での議員の発言は、「言論の自由」から保障されるべきものではあるものの、法又は規則等において幾つかの制限があることを理解した上で発言すべきであり、同議員の発言は、その域を超えている。また、市民に対して、誤解や疑念を抱かせるような情報発信は、市民の代表者たる議員として慎むべきものである。

よって、桑名市議会は、同議員に対し、今月16日までに、自身の一連の言動に対する根拠について、文書をもって明らかにすることを強く求めるものである。

以上、決議する

令和5年5月2日

桑名市議会

